

令和5年度 入間市EV活用再生可能エネルギー  
マネジメント事業 仕様書

令和5年6月

入間市

## 第1章 事業に関する事項

### 1 実施事業名

令和5年度入間市EV活用再生可能エネルギーマネジメント事業

### 2 事業目的

本業務は、2050年ゼロカーボンシティ実現に向けた地球温暖化対策を推進し、EV（電気自動車）を非常用電源とすることで災害に強いまちづくりを目指すものである。

### 3 事業概要

対象となる市内公共施設に、EV及び太陽光発電設備を導入し、EVは庁用車としての利用および市民、民間事業者、観光客とのシェアリングをする。

また、災害時には、EV及び太陽光発電設備を非常用電源として活用する。

### 4 対象施設および設備

入間市健康福祉センター 太陽光発電設備、EV（2台）、V2H充放電設備、普通充電器

### 5 事業内容

事業内容は、(1)EVシェアリング、(2)駐車場整備、(3)再生可能エネルギーの導入及びマネジメント、(4)その他とし、詳細は次のとおりとする。

#### (1) EVシェアリング

- ・EVをリース契約により導入し、その保守を行うこと。
- ・施設に導入するEVの台数及び利用時間は表1のとおりとする。

表1 施設別EV導入台数及び利用時間

施設	導入台数	公用時間	シェアリング
入間市健康福祉センター	2台	平日 終日	休日※ 終日 ただし、閉門時間(22:00~翌8:00)は開始・返却不可。

※入間市の休日を定める条例に定める市の休日(土日、祝日、年末年始)とする。

- ・緊急時には、表1の時間によらず、市の要請に応じて庁用車として利用できることとする。
- ・EVシェアリングの運用開始は、駐車場の整備等、事業の運用開始に必要な設備の設置完了後とする。
- ・調達するEVは、環境に配慮し、事故を軽減させるための先進的な安全装置が装備され、非常時には非常用電力として外部への電力供給が可能な電気自動車とする。
- ・車両の施錠・解錠や利用者用のWeb予約管理、車両管理及び利用者情報管理等に係るカーシェアリングシステムを導入する。
- ・EVの利用に係るトラブルや問い合わせ等に対する利用者へのサポート業務を行う。

## (2) 駐車場整備

- ・(1)で導入する車両の運用に必要な駐車場や充電設備等の整備に関する工事を行う。
- ・工事内容は次のとおりとする。
  - ・EVの駐車場を整備する。
  - ・EVの駐車場付近に、V2Hを1台と普通充電器を1台設置する。
  - ・上記ステーション付近に、シェアリング用のEV駐車場への誘導看板を設置する。
  - ・シェアリング用EV駐車場と一目でわかる舗装・ペイントなどを行う。
  - ・上記の他、シェアリング用駐車場の整備に必要な事項。

## (3) 再生可能エネルギー導入・マネジメント

### ① 太陽光発電設備の導入

- ・入間市健康福祉センターに太陽光発電設備を導入し、運転、管理及び維持などを行い、EV及び設置施設に電力を供給する。

- ・太陽光発電設備の設置は、オンサイトPPAで行うものとし、市と電力供給契約について協議し、締結する。
- ・太陽光発電設備で発電した電力は、EV及び設置施設において自家消費するものとする。
- ・事業者は、対象施設の設備容量の検討や設備設置に伴う現地調査を、施設管理者と調整のうえ実施し、本事業を所管する部署に報告する。
- ・事業者は提案をもとに設計した設備を導入し、設備の運転管理、維持管理を自らの責任で行う。
- ・事業者は適切な計測・検証手法を導入し、月単位の発電電力量及び電気の自家消費量を編集可能な電子データで翌月10日までに報告する。
- ・事業終了後、導入した設備については、市に無償で譲渡する。
- ・本事業により公共施設（防水層等）を破損した場合には、事業者の負担で修復を行う。

## ② 再生可能エネルギーの有効活用

- ・(1)で導入するEV全てに対して、再生可能エネルギーの供給を行う。
- ・停電を伴う災害等の非常時にも、再生可能エネルギーおよびEVに蓄電した電力を活用できるようにする。

## (4) その他

### ① 広報・PR、データ分析事業

- ・本事業を通じて、市民等への脱炭素・地球温暖化対策への意識啓発及び観光利用の提案などを行うこととする。
- ・取組内容について下記項目を全て満たすこと。
  - ・EVシェアリングの周知・定着に向けた広報・PR活動などを実施する。
  - ・EVシェアリングの利用状況の把握及び分析をもとにした業務改善提案につながるデータの収集を行う。
  - ・デジタルサイネージ等を設置し、太陽光発電設備による発電量等の情報を職員及び市民等が確認できる（発電量および使用量の可視化）ようにすること。
  - ・EVシェアリングの利用状況やCO<sub>2</sub>削減効果等についての分析を行い、編集可能な電

子データを翌月10日までに提出すること。

- ・その他広報・PRなどの事業に必要となる事項。

## ② その他

- ・事業者は施設管理者等への説明業務（非常時の設備操作説明、マニュアル作成等）を行うこと。内容等については市と協議の上、決定する。
- ・国の補助事業を活用する場合は、事業者が申請に必要な業務を行うこと。

## 6 事業期間

令和5年12月28日（木）までにEV、その他設備を全て導入し、それらの試運転を開始する。ただし、市の都合によりこの期間に導入ができない場合および社会情勢上やむを得ず期限内に必要な部材等が調達できない場合は、この限りではない。

運転期間はリース期間と同期間とし、下記のとおりとする。

①対象施設におけるEVシェアリング事業・・・5年間

②対象施設屋上への太陽光発電設備の導入・・・20年間

なお、国の補助事業を活用する場合は、当該補助事業の規定に従った期間内に事業を行うこと。

## 7 条件等

### (1) 設備容量の検討

- ・太陽光発電設備については、平常時の使用電力について、発電した電力を最大限自家消費することができるものとし、調査結果、電力シミュレーションや効率的な設備稼働などの視点から適宜精査し、適切な容量とすること。
- ・蓄電池の併用についても検討し、再生可能エネルギーの最大限利用に努めること。（蓄電池の設置については、必須ではない。）

### (2) 現地調査

- ・現地調査を行う際には、太陽光発電設備などの設置にかかる課題等を整理すること。

- ・現地調査及び施設管理者との協議により、実際に設置できる太陽光発電設備の面積を確定し、設置面積とする。

### (3) 各種関係手続

- ・事業にあたって、各種法令の規定に基づく届出等手続きを要する場合には、事業者が所管官庁等にて必要な手続きを行うこと。特に、太陽光発電設備設置に係る建築基準法の高さ制限や消防法の規制については十分留意すること。
- ・太陽光発電設備や蓄電池等設備の設置場所について、以下の条件を満たす場合は、無償で貸与する。
  - ①事業者は、施設を事業以外の用途に使用しないこと。
  - ②事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担は、別紙のとおりとする。なお、これに定めのないものについては協議により決定する。
  - ③設備を設置した施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。

### (4) 設備仕様

- ・設備に係る設計、材料、工事、維持管理にあたっては、電気事業法、建築基準法等の関係法令を遵守すること。
- ・太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令第39条、JISC8955:2017「太陽電池アレイ用支持物の設計用荷重算出方法」及び電気設備の技術基準の解釈第46条に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ・下記のとおり積載荷重を考慮し、設備を設計すること。

積載荷重は、建築基準法施行令第85条第1項表(六)自動車車庫及び自動車通路における(い)、(ろ)、(は)の数値の1/2の数値により計算するものとする。
- ・設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うこと。
- ・太陽光発電設備はJET認証を取得したものであること、または相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。

- ・国等の補助金を活用する場合は、当該補助事業の補助要件に該当する仕様とすること。

#### (5) 近隣住民等への配慮

- ・大きな騒音が出る工事は近隣の住宅等に十分配慮した時間帯・日程で行うこと。
- ・工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者が十分に行うこと。
- ・日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合は対策を施すこと。
- ・事業者は、太陽光発電設備や蓄電池の設置工事もしくは運用に伴い近隣住民より光害や騒音等の苦情を受けた際には「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（令和2年3月環境省）」等を参考に誠実に対応すること。

#### (6) 工事関係

- ・事業者は公共施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、配置図、平面図、立面図及び施設の電気設備への接続部分の単線結線図（PDF形式データ）、工程表を市に提出し、確認を受けること。
- ・着工7日前までに施工図、工事終了後14日以内に竣工図を提出すること。
- ・施工にあたり、市が施工に係る書類を求めるときは、別途提出すること。
- ・既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じない計画とすること。また、施設の電気設備への接続方法については、接続先となるキュービクル等の更新時に支障を生じない様に配慮すること。
- ・騒音により市の事業に支障が生じないよう、各施設の事業スケジュールに合わせた工事日程とすること。
- ・設置工事に係る費用負担の増加による損失は、原則として、事業者のみが負担すること。
- ・工事完成時には、市の確認を受けること。
- ・工事完成時には、以下の資料を施設ごとに2部作成し、市に引き渡すこと。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータも提出すること。ただし、DWG、JWW、DXF形式に限る。

①完成図面製本（二ツ折り製本A2版及びA4版）

②完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書）

③施工記録（工事写真及び工事監理記録及び試験成績書及び各種許認可書の写し等）

(6) その他

- ・事業者は市及び市が別途選任する当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容及び費用負担等を協議することとし、設置する設備の保安に係る責任及び費用を負担すること。
- ・事業者は設備に漏電、地絡、短絡等の電気事故が発生した場合に施設に影響が及ばないように、保護継電器等の装置を設けること。
- ・事業実施中に施設に雨漏りが生じた場合には、事業者は原因究明に協力するとともに、原因が設備設置に起因する場合には、事業者が責任を負い、事業者負担により速やかに修復すること。
- ・事業者は本事業により、第三者に損害を与えないようにすること。また、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入する等の具体的な対応方策を講ずるとともに、第三者に損害を与えた場合は、事業者がその損害を賠償すること。
- ・事業者は市に設備の維持管理計画書を提出し、市の承諾した維持管理計画書に基づいて、設備の必要な維持管理を行うこと。なお、その維持管理が計画どおりでなく、また不十分である時は、市が事業者に対して必要な設備のメンテナンスを命じ、事業者の負担にて応じること。
- ・事業の進行に合わせて適宜協議打ち合わせを実施すること。打合せをした場合、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。
- ・事業者は、国の補助事業を活用することができる。活用する場合には、申請等について市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の承認を得ること。
- ・市が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、市が指定した期限までに全貸与資料を返却すること。
- ・事業者は業務上知り得た内容、情報等を、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ・その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したとき

は、市と事業者で協議して決定すること。

## 第2章 一般事項

### 1 適用範囲

この仕様書は、入間市EV活用再生可能エネルギーマネジメント事業に適用する。

事業者は、この仕様書に明記されていない事項、業務上疑義が生じた事項及び本業務の遂行に当たり必要と思われる事項については、本市へ提案し、本市と協議の上で決定し、実施するものとする。

### 2 業務項目

業務に係る項目は、この仕様書及び本市の契約約款によるものとする。

### 3 事業完了報告

受託者は、本業務の完了後、速やかに事業完了届を本市に提出し、事業完了報告を行うこととする。

提出先 入間市環境経済部エコ・クリーン政策課(入間市役所本庁舎B棟4階)

### 4 その他

(1) 本件契約に関する契約保証金については、入間市契約規則(昭和40年規則第7号)の規定を適用する。

(2) 受託者は、関係法規、規則等諸法令を遵守すること。

### 担 当

入間市環境経済部エコ・クリーン政策課(担当:西村・神田)

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

電話:04-2964-1111(内線 4263)

ファックス:04-2965-0232

E-mail:ir240500@city.iruma.lg.jp